

# 豊田市公共施設等総合管理計画（概要版）

## 第1章 本計画について

### （1）目的

将来を見据え、総合的かつ計画的に公共施設等の適切な維持管理・更新を行うための基本方針を示すものです。

### （2）計画の概要

**対象施設：**本市が保有する公有財産（地方自治法第238条第1項）のうち、公共建築物（学校、交流館、庁舎等）、インフラ施設（道路、公園、水道等）、土地とします。

**計画期間：**2017年度～2056年度

## 第2章 本市の現状

### （1）人口の動向と将来予測

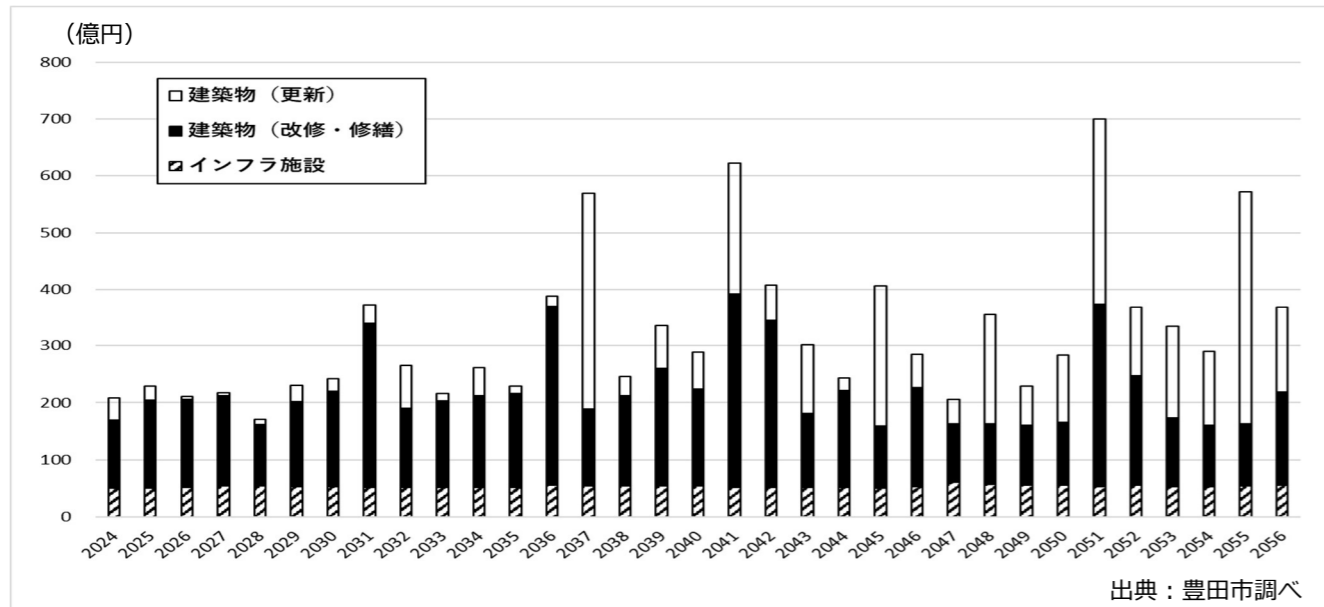
近年、本市の総人口はおおむね42万人程度で推移していますが、2019年から人口減少に転じています。今後は死亡数の増加と出生数の減少により自然減が拡大するなど、将来的に総人口は減少していく見通しです。

### （2）財政状況

2011年度から2023年度までの各年度の一般会計当初予算規模は1,586億円から1,883億円の間に推移しています。本市の歳入は市内企業の業績等に左右されやすく、将来の見通しは不透明です。

### （3）公共施設等の現状と今後の経費見込み

本市における公共施設等の修繕、改修、更新等に係る経費は施設の老朽化の進行や更新時期の到来により増加する見込みです。（試算値は下図のとおり）



※水道・下水道事業については、公営企業会計のため除く。

※現時点の見通しを示すものであり、各年度の事業規模及び対策内容を担保するものではない。

※建築物（更新）費用は、概算費用のため、実際の更新費用とは異なる。

※建築物（更新）費用は、学校施設（小学校、中学校、特別支援学校）は原則築後80年、ごみ処理施設の一部は原則築後30年、その他の建築物は原則築後60年で既存施設と同規模の更新を行うとした場合で試算した費用（外構整備、既存施設の解体費用、資材・労務費等の物価上昇分（直近5年を参考に算出）を含む）。

### （4）公共施設等の管理における今後の課題

維持管理、更新に係る経費が大幅に増加する見通しであることや、社会環境の変化が激しい時代においては、公共施設等の利用形態も大きく変化する見込みです。そのような状況の中、将来のまちづくりなども含めた総合的な視点で、将来にわたり公共施設等の適切な管理を行うことが必要です。

## 第3章 公共施設等の管理に関する全体方針

### （1）基本方針

公共施設等を適切に管理するため「安全・安心の確保」に加え、「将来のまちづくりに向けた施設の再編」、「経費の縮減などによる持続可能な資産の管理・運営」、「資産の有効活用」の視点が必要となります。そのため、以下の4点を「基本方針」とします。

- ① 安全性・利便性の確保
- ② 機能と配置の最適化の実現
- ③ トータルコストの縮減及び平準化
- ④ 保有資産の有効活用の促進

### （2）目標指標

公共施設等の安全性を確保しつつ、将来にわたり適切に管理を行うため、本計画は以下の2点を目標指標とします。

- ① 「計画期間内における施設の老朽化に起因する重大事故ゼロの継続」を達成する。
- ② 経費が大幅に増加する見通しの状況においても「計画期間内の公共施設等の維持管理・更新に係る経費（修繕・改修・更新などのハード対策）は、現状の200～220億円/年を維持」する。

### （3）その他

公共施設等の管理や改修・更新等において、「脱炭素化」、「デジタル化」、「ユニバーサルデザイン化」、「豊田市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合」などの視点を踏まえ、適切に対応します。

## 第4章 施設ごとの個別方針

### （1）公共建築物

- ・長寿命化対策を適切な時期に実施するなどの予防保全型の管理を行い、目標使用年数を原則60年以上（学校施設（小・中・特別支援学校）は原則80年以上）に設定します。
- ・施設の更新時期等に合わせ、利用状況等を踏まえた再編、減築（ダウンサイジング）、廃止などを行い、総量抑制の取組を進めます。
- ・施設の再編は、「機能」と「配置」の視点で施設を分類し、施設の現況を踏まえつつ「新たな価値の創出」や「持続可能な施設運営」を目指して、機能の複合化・集約化や適正配置を検討します。

### （2）インフラ施設

- ・施設の特性や重要度に応じて「予防保全」と「事後保全」に分類し、維持管理を実施します。
- ・人口動向、土地利用の変化などを踏まえ、機能の重複や需要の著しい低下が見込まれる施設については、更新時期等に合わせて機能を整理し、統合や廃止などを検討します。

### （3）土地

- ・現状の適切な把握及び保有する土地の適正管理を図るとともに、未利用の土地は早期の売却等に向けた対応を推進します。

## 第5章 計画の推進

### （1）全庁的な取組体制の構築

庁内推進体制（普通建設事業マネジメント体制）において部局横断的に取り組みます。また、民間活力の活用、特定財源、基金の活用などにより必要な取組を着実に推進します。

### （2）フォローアップの実施方針

本計画の推進に関する取組について適宜フォローアップを行うとともに、財政、人口、施設需要などの社会環境の変化を踏まえ、おおむね10年程度を目安に見直しを検討します。